

## 平成 29 年度第 2 回 岩手県「発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会」会議録

1 日時 平成 30 年 1 月 31 日（水） 14：00～16：00

2 場所 岩手県福祉総合相談センター 4 階 大会議室

### 3 内容

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 委員紹介

(4) 協議

ア 平成 29 年度におけるいわて特別支援教育推進プラン等施策の取組状況・平成 30 年度以降におけるいわて特別支援教育推進プラン等施策の実施について

イ 平成 29 年度発達障がい者支援にかかる取組状況等について

ウ その他

### 4 出席者

(委員)

佐藤卓 委員、佐藤精晋 委員、小笠原健一郎 委員、古里吉久 委員、高橋秀治 委員、近藤健一 委員、東信之 委員、藤倉良子 委員、成田礎野美 委員、前多治雄 委員、金濱誠己 委員、猿舘寛 委員、吉田健策 委員、伊藤信一 委員、鎌滝一郎 委員、近藤光徳 委員

(代理出席)

菅原諾子 代理（岩手県立療育センター相談支援部）

野中隆 代理（盛岡市保健福祉部）

(欠席)

八木淳子 委員、奥寺三枝子 委員

### 5 協議

(1) 平成 29 年度におけるいわて特別支援教育推進プラン等施策の取組状況と平成 30 年度以降におけるいわて特別支援教育推進プラン等施策の実施について

【事務局】

(資料No. 1～No. 3 に基づき説明)

【東会長】

只今、資料No. 1～No. 3 まで御説明いただきました。ここからは、これまでの説明に対しまして、委員の皆様から御質問、御意見をいただきたいと思っております。なお、発表のときには、大変恐縮ですが、お名前を言っていただければ大変助かります。よろしく願いいたします。

資料No.1～No.2までに区切りたいと思います。この中で、御質問、御意見がございましたらお願いします。

#### 【前多委員】

5ページの企業との連携協議会のところで質問したいと思います。

1つは、企業との連携協議会ということで、いろいろな地区で行われているわけなのですが、これはいつ頃から行われて、企業の参加数は多くなっているのかどうか、ということと、とても素晴らしいことだと思ったのですが、技能認定種目で清掃や事務補助などは、具体的にはこういうトレーニングをして、それに通れば修了証書をいただけるということなのでしょうか？

#### 【事務局】

最初に、企業との連携協議会についてですけれども、正式に始めたのは平成23年度からとなっております。ただ、県内全域共通して行うことにしたのは平成23年度からなのですが、前身としまして各地区の特別支援学校が、各地域の企業と連携して、特別支援学校に通う生徒の実態を掴んでいただきたい、どのような学習を経たうえで就労を考えているか理解していただきたいということで、それぞれのスタイルで行ってまいりましたものを、平成23年度から県内1つの体制で進めてきたところでございます。

2つめの技能認定会のほうですけれども、去年の11月22日に初めて開催いたしました。内容的には、皆様は俗に言うアビリンピック、技能競技会のほうをイメージされますけれども、技能競技会のほうはあくまで競技として、技能のレベルの高さ、スピードの速さ等を競うわけですけれども、特に障がいがある生徒たちですので、やはりスピードですとか、個人的な技能のレベルの高さというよりは、働くことに対してこれだけの色々な努力を積んでいる、ということを見てもらうためのものとして、「技能認定」という名のスタイルで行いました。実際には清掃活動というのは、テーブルの上の片付けや掃除を、その生徒なりに掃除をするということに対する取組みや、清掃に限ったことではなく分からないときにどうしたらいいか、終わったときにはどのようにしたらいいかというコミュニケーションも含めた態度面など、どのような職種にも関わらず共通して働く力として見てもらえるようなところに評価点を置いて、認定証として、初級、中級、上級というレベルをつけました。その子にとって今どのくらいの頑張りがなされているという、評価の審査員は一般企業の方々をお願いしまして、学校の一方的な評価の仕方ではなく、一般企業の方々から見たら働いていくうえでの力はどのくらいなんだというところを、客観的に見ていただくような認定会にいたしました。

今回1回目ですので、まだまだたくさん課題はありまして、反省をまとめ来年度を充実させていきたいと考えております。

**【前多委員】**

とても素晴らしい取組みだと思います。是非広げていただければ、障がい者枠で採る企業も、この子はこういうことができるんだ、ということが分かってとても良いのではないかと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それからこういうものに参加していただく企業の数は、増加傾向にあるか否かというところを、お分かりになれば教えていただければと思います。

**【事務局】**

増加しております。障がい者雇用枠が社会的に厳しくなっている部分もありますので、企業側の意識も非常に高く、是非受入れる方向性でと前向きな形で考えられております。そのうえでお互いに、教育側、本人、企業の求めるところの共通理解がこれからまだまだ必要などありますので、企業との連携協議会や技能認定会を実施しております。

具体的な数字になりますと、企業での特別支援学校の生徒の職場実習の受入れや、就労に向けた取組みに協力してもいいと手を挙げてくださった企業には、サポーター制度という制度を設け、知事の名前の下、サポーター登録証という証書を企業にお渡しする形をとっており、現時点で103社まで増えているところです。

**【前多委員】**

とても心強く思います。

**【小笠原委員】**

前多先生と同じところになりますが、参加している企業の業種、職種はわかりますか？

**【事務局】**

多職種に参加いただいております。製造やビルメンテナンスの会社、林業関係、大手の製造会社や中小企業と多岐にわたっておりますし、各地区で行っている企業との連携協議会に協力して下さっている企業に中心となり行っていただき、認定会の審査員もその中から行っていただいております。その他に今回、御案内を申し上げた企業にも御覧いただく機会になりました。ただ岩手県は広いので、今回は花巻の（岩手県立）総合教育センターを会場に行ったものですから、遠くからは見に来づらいというところがありました。それは今後検討してまいりたいと思います。

先程申し上げました就労支援サポーター制度ですが、平成29年の5月時点で101社の企業が登録しております。先程103社と申し上げましたが、101社のサポーター登録です。

**【小笠原委員】**

技能認定は非常に素晴らしいことだと思います。前多先生が第1回の会議のときに、子

どもたちの才能のギフトのお話をなさってしまして、その後マスコミ等でも何回か目にするごうありましたが、例えは清掃関係で、分別等も既にAIが入って自動化されつつありますし、パソコンへのデータ入力や、車の自動運転等も普及されるようなので、物品運搬も将来的にはたぶん自動化されていきます。逆に文化財保護法で、国宝には浄法寺の漆を使用という法律もあります。

今、杜陵高校は文化系のコンクールで全国の上位に入る生徒たちがたくさんいます。様々な可能性を持った子たちがいるので、メーカーも良いと思ひますが、県内で無くしてはいけなひ、あるいは将来的にずっと就労し続けられるような、漆の職人や秀衡塗や南部鉄器などへの就労の機会を、子どもたちと職種を出会わせる試みをしていただければありがたいと思ひます。

#### 【事務局】

県内の色々な特色を活かした技能を、今後大事にしていきたくと思ひます。

現在、特別支援学校だけのものご申上げますと、各地区ごとの連携協議会の中小企業の中には久慈の陶芸等の企業も関わってくださっていますご、そちらに就職したことも過去にあるので、今後そういうことを活かしていきたくと思っております。

#### 【東会長】

他にはよろしいでしょうか？

それでは、資料No.3の新しいプランにつきまして、委員の皆様から御質問や御意見がありましたらお願いします。

#### 【成田委員】

3点ごぞいます。資料3-4の就学や進学についてですが、保護者からの教育的ニーズに合わせて対応していくというのが、県の方針だと考えていたのですが、耳に入るところでは、先生方が代行して子どもを見て、支援級に決まりましたという通達がいきなり来たという例もありました。保護者との意思の疎通のために、事前に案内や保護者の気持ちを聞くといったことが必要ではないかと思ひますが、そこが抜けている例があるようなので、どういふ状況なのかお伺ひしたいです。

2点目は資料3-8の「連続性のある多様な学びの場の視点」というところに加えていただきたいものがごぞいます。不登校の対策として、自宅もしくは適応指導教室等において、インターネットやパソコンを使用して学習ができて、評価も得られるというものが東京で開発されています。「エデュアス」というホームプロジェクトにも関わっている会社がシステムを開発まして、自治体からの募集に応じて導入できるというものになっておりますので、是非、岩手県でも導入をお願いします。

3点目は資料3-10ですが、(2 いわて特別支援教育推進プラン(2019~2023)の概要)

「支える」の「外部専門家を活用した指導・支援の充実」というところで、県内でも巡回相談をしていると思いますが、そこに県外の実績のある先生をお招きするということを検討してもらえるかどうか。例えば星槎大学の先生方は、日本全国を回って小中学校で巡回にあたっておりますので、そういった活用ができるのかどうかを伺いたいです。

#### 【事務局】

1点目の保護者との意思疎通を、ということに関してですが、御指摘いただいた課題は私たちが十分理解しているところですので、保護者等との意思疎通をこれからも一層図りたいと考えます。具体的には各市町村の就学担当の方々を呼び、なるべく早い時期の研修をし、保護者に御理解いただき、最終的な決定へもっていくという流れの理解を図ります。平成25年度からの制度改正もありますので、そこを理解してもらい進めてほしいという思いで早い時期に研修を行っております。かつては就学の事務手続きが始まる頃に行っていたのですが、今は早い時期に行ってなるべく早く対象となる保護者との意見交換、教育相談を充実させていきたいと考え研修を組んでおります。まだ完全に御理解いただけないケースがあるというのは、研修の内容、持ち方に壁があるなど改めて感じました。ここに今後とも力を入れていきたいと思っております。

2点目の連続性のある多様な学びの場についてですが、不登校対応等につきましては、特別支援教育以外の担当もごございますので、そちらとも検討させていただきながら、御意見として承ってまいりたいと思っております。

3点目の外部専門家に県外の大学の先生をとという御意見ですが、現状ではまだそのような活用は行っておりません。今後検討してまいりたいと考えます。

#### 【猿舘委員】

資料3-5「いかす」の「ア 特別支援学校のセンター的機能の活用 継続型訪問による指導・支援の充実」のところで、平成29年度の実績が、小・中・義務教育学校80園・校ということですが、対象となるのは幼稚園、保育園始め公立、私立を問わずなのかということと、対象の学校をあらかじめ定められているものなのか、それとも園や学校からの要請があれば、派遣が可能なのかということをお尋ねしたいと思います。ちなみに、盛岡市においては、公立の保育園と認可のところと仕組みが違って、公立か民間か、あるいは幼稚園か保育園かということによって、その巡回での気になるお子さんへのフォローや仕組みが全然違うのです。この辺を岩手県としてはどのように動いていくのかという辺りを教えていただければと思います。

#### 【事務局】

継続型訪問支援につきましては、特別支援学校の教員が原則として公立の幼・小・中・義務教育学校に対応しています。特別支援学級の新設が多くなっておりますので、新しく

設置された学校が多く対象となっております。この事業以外に、特別支援学校の地域支援として、公立、私立問わず各園からの要請があった時点で、検討して対応するという取組みを行っております。特化した継続型訪問支援事業としては80園・校となっておりますが、それ以外にも多く対応しているという現状でございます。

**【東会長】**

資料No.1～No.3まで御意見をいただきましたけれども、通して何かございますか？  
ないようですので休憩を挟みたいと思います。

**(2) 平成29年度発達障がい者支援にかかる取組状況等について**

**【事務局】**

(資料No.4～No.5に基づき説明)

**【東会長】**

まず資料No.4に関しまして、御質問、御意見等がありましたらお願い致します。  
事務局から、5ページのサポートブックの見直しについて、御意見をお聞きしたいということが出されておりますので、これを含めて何かございますでしょうか？

**【成田委員】**

4ページの「関係機関と連携した就労支援の取組」についてですが、今年度から、仕事サポーター養成講座ということで、職場内の精神発達障がい者を支援する方、希望者を講座で訓練する取組が始まったと思うのですが、こちらの実施状況の中に該当するところはないのでしょうか？

**【事務局】**

資料でお示ししたものにつきましては、県が取組んだものを明記しておりまして、サポーターの講座については岩手労働局が実施しておりますので、こちらには記載しておりません。

**【鎌滝委員】**

実際にはハローワークのほうで行っています。  
(オ)の啓発事業等を開催に入るのではないかと思います。

**【成田委員】**

協力して進めている事業ではなく、国からの事業ということですね？

**【鎌滝委員】**

実施しているのは国ですが、県から周知のお願いをしております。

**【東会長】**

連携ということで情報は繋がっている、というお話です。

その他にございますか？

**【藤倉委員】**

資料4の3ページ「3 人材育成」のペアレントメンターに関する事で、質問とお願いを致します。

ペアレントメンター養成講座は、JDDnetいわてに委託していただいております。ペアレントメンター実践研修も保健師等に行っていただき、当事者の保護者たちが心を穏やかに育児に励めるようにという状態が、10年前と比べて雲泥の差になっておりまして、本当に感謝を申し上げます。

ただ、ずっとお願いしていることが1つございまして、病院、精神科、小児科、療育センター等で診断を受け、診断が確定した時に、あまり間を置かずに保護者、特に育児に関わる母や祖母等の方々に対して、発達障がいとはどういうもので、これからどういう療育を受けるのかというレクチャーを行っていただきたい。何故かという、少し前に「保育園落ちた。〇〇」という過激な言葉が国会でも出ましたけれども、それに便乗して色々な過激な言葉が出回った中に、「障がい児産んだ。私の人生終わった。」というものが出回ったのは御存知でしょうか。それに対しての批判のコメントは主に父親からでした。母親からは反論がなく、母たちは自分の子どもが障がい児であるということに対して、少なからずショックを受けます。ショックはすぐにくる人と後からくる人といいます。ショックを受けたところに、この子の為に私は何をやるのだろう、障がいがある人、介護をする（必要のある）人が家族にいれば、私が仕事を辞めて全人生をこの子に懸けて全てを捧げなければ、という感じになってしまいます。愛情が強いがあまりにそのようになるのは当たり前なことだと思うのですが、それをやってしまうと今度はその障がい児の療育、養育、大人になった後も全てのことを家族の中で1人の人だけが担当する、1人の人だけが全ての人生を諦めるということになってしましまして、それが虐待、介護者の精神科への通院、服薬、プチ入眠剤から始まり、介護する立場の親や家族の者も、どんどん心や体の病になっていくという悪循環になっていきます。そうすると医療費の増大や社会保障費も追いつかなければならないということになってきます。子どもたちに関する素晴らしい制度をこれだけたくさん作っていただいて、本当にありがたいと思っているのですが、是非、実現していただきたいのが、障がいの分かった直後の保護者又は介護に主に従ずることになる方へのレクチャーです。今後このように進んでいきます、もしかしたらこのようになるかも

しれないけれどその時はこういうところに相談すればいいということ、県のこういうものを見れば分かりますといった、漠然とでいいので覚悟のようなものを植えつけていたきたいです。そうすると実際の本当の意味での障がいの需要というのは、そんなにすぐにやってくるものではないですが、せめて虐待や親たちの精神の状態がおかしくなるといったことがなくなります。

もう1つそこに出てくるのが、シングルマザーやシングルファザーだけで発達障がいの子たちを育てるということになると、特にシングルマザーが正社員、正職員になれないと、社会保障の問題になりますが、厚生年金に係るところを払わない状態になるので、その方が60歳、65歳以降になると年金が月数万円しか貰えない。そういう状態になって母が年老いたときに発達障がいの子が大きくなり就労が出来ないということになると、収入が無く自分も働いていないので、あなたのせいだと母の虐待に入る。なのでそういうところを考えて、家族支援という言葉がこの人材育成の中にもう少し入れていただきたい。そして具体的に出来るところからでいいので、何が出来るのかということ各機関で考えていただければ大変嬉しいです。

#### 【事務局】

障がいについての理解であるとか、こういった支援が受けられるという、特に親御さんの安心材料になるものを、できるだけ早い段階で理解していただくということが、その後お子さんを育てていくうえでの1つの力になるというお話かと思います。

先程資料の5ページで御説明しましたが、来年度にサポートブックの見直しを計画しております。今はサポートブックが手に取れる形ではなくホームページで御覧になっていただくという形になっているのですが、これを手に取りやすいところに置いて身近なところで情報が得られるようにしてほしいという御指摘が前の会議でございましたので、それも踏まえ、来年度、内容を更新、見直ししながら、印刷をして手に取りやすいような形で見ていただけるようにと考えております。そこは新規の取組みという形で、来年度の予算で要求をしているところです。

また、かかりつけ医研修につきましても、医師に発達障がいに関する知識を習得していただいて、関係機関への繋ぎなども含め、対応力向上ということで今後も続けていきたいと考えております。

その他、4ページの支援者育成研修につきましても、支援の知識を得ていただくということだけではなく、発達障がいに関する知識を習得していただくことによって啓発も含めたかたちになると思いますので、支援者の育成の増加を今後も図っていきたいと考えております。

#### 【東会長】

家族のサポートは必須のことになってきていると思いました。過日、私も授業の中で「オ

ランダへようこそ」という詩を紹介しましたが、保護者に寄り添うということの最も基本的なところを抑えてから、発達障がいの方や関係者など、支援が必要なのだと思います。

虐待というお話もありましたが、これからまたクローズアップされてくるのだろうなど感じておりますので、良いコメントをいただいたと思います。

それではNo.5のプランにつきまして、御質問や御意見がありましたらお願いします。

### 【事務局】

3ページの総論にある教育委員会の調査結果のデータですが、過日、障がい保健福祉課に訂正を依頼していましたが、皆様に誤解のないようお伝えいたします。

平成19年度の幼稚園調査ですが、これは発達障がいに関する調査ではありません。教育委員会の1番最初の入口である、幼児期に対する研修を進めるうえで、幼稚園で障がいの診断を受けている子、あるいは支援が必要な子たちがどのくらいいるのかという数値です。これは発達障がいに絞ったものではなく、全ての障がいのある子たちで平成19年度時点で幼稚園が把握している数値です。ここからははずしてもらってございましたので御了承ください。

それから平成26年度の小中学校調査の5.7%という数値ですが、特別な支援を必要とする児童の割合となっておりますが、「通常学級における」特別な支援を必要としている児童の割合ですので、発達障がいに限定したものではありません。発達障がいの疑いのある子も重なっていることは事実ですので、参考にさせていただくことはできますが、発達障がいに限定していると誤解のないように御覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

### 【前多委員】

県の発達障がい者支援センターがとても頑張ってくださっていることに敬意を表したいと思いますが、盛岡市にしかない。沿岸にもあるんですけども、沿岸のものを県の被災支援という形ではなく「発達障がい者沿岸支援センター」というような形にして、県内に3、4箇所は必要なのではないかと。そうすると、今の発達障がい者支援センターへの集中がかなり和らぐと思いますし、利用する方も各地域にいるわけですから、そのほうがいいのかと思います。お金のかかることなので、右から左にいかないということは分かっていますけれども。

それから発達障がい者の支援ということになるとと思いますが、県内にA型やB型の就労支援事業所があります。例えばB型就労支援事業所に入ったお子さんが何年間もB型にいます。B型ですっかり仕事に慣れ、もうA型に移ってもいいのではないかとと言ってもB型にいます。恐らく雇う側としてはB型だと給料も安いし、そういう方たち（利用者）は変化を嫌うので、B型で仕事に慣れてしまえばそこから動きたくないということもある

とは思いますが、この子だとA型で十分やれるなという方もB型にずっといたり、A型で十分慣れて一般就労できるなというお子さんもずーっとA型でいたりということもあるので、こういう実態を見てもらいたいということがございます。

3つ目として、医療体制の充実ということになりますが、発達障がい者のことで私自身がどうしたらいいのかと思っていることが、20年も(診療を)やっていると、子どものときから診ていた子が皆、大人になってきて、その子ども達の行き先がない。精神科の先生と連携をとればいいのですが、なかなかまだそれができないので、そこをこの中(岩手県障がい者プラン)に盛り込んで、円滑にバトンタッチできるようなシステムを作る、というような文言が入れば嬉しいなと思っておりました。

#### 【東会長】

支援センターの拡充について、就労の今現在の状況について、医療体制の充実について、盛り込んで欲しいという3点について、事務局から簡潔にお話いただければと思います。

#### 【事務局】

1点目の発達障がい者支援センターの地域センターのことについてですが、現在、盛岡に1箇所、沿岸のセンターは被災地支援ということで震災後に設置したものです。広大な県土ですし、1箇所のセンターに相談が集中している状況にあるのが事実ですので、県としましても国に対して、地域センターの必要性を訴え、予算を措置してほしいという要望を出しているところです。そういった財政的な面もありますし支援者の確保ということもありますので、引続き取組んでいきたいと思っております。

#### 【事務局】

2点目の就労支援の関係ですが、資料の中でお示したのは、発達障がいに色濃く関係している部分だけを抜粋しました。別途お配りしております、障がい者プラン(案)の厚い冊子の36、37ページに就労支援関係の現状や今後の取組みを記載しておりますので、後程お読みいただければと思います。

(前多) 委員からお話があったように、実態としてB型ではなくてもいいのではないかという方、A型ではなくてもいいのではないかという方がいるということは、そこまで言及されていない部分があるかと思います。就労支援については、別途、就労支援の専門的な会議をもっておりますので、そちらで情報共有をし、検討してまいりたいと考えております。

それから発達障がいの方が大きくなったときの行き場所につきましても、同様に段の中では、地域移行の支援という形で、発達障がいだけではない形で盛り込んでおります。そういった中で考えていきたいと思っておりますので、御理解の程お願いいたします。

### 【藤倉委員】

放課後等デイサービスについて御相談いたします。先日、JDDnetの大会に行ってお参りました。国会議員のお話も聞いてきましたが、その際に全国で今1番問題になっているのは放課後等デイサービスです。何が問題かと言いますと、本来の目的と違った使われ方をしているからです。放課後等デイサービスは、発達障がい児の子たちだけが利用するものではありません。私には知的に重い娘がおりますのでそういう子も使えるようになっております。それほど難しくない手続きだと聞きましたが、その為か放課後等デイサービスがどんな利用者もできるようになり、いきなり数が増えました。国会議員のお話だと、数年前に比べて50億円か50兆円が放課後等デイサービスに使われているということです。なぜかという、事業所もビジネスなので、ビジネス的に成り立たないとやっつけられません。たくさん子どもたちを集めて学校に迎えに行き、一生懸命やっているデイサービスもありますが、中には学校から車に乗せたらドライブで時間を潰して終わったり、大きな画面のテレビを見せて終わったりと、違う使われ方になっています。そうなってしまうと、支援学校でも通学の帰りのバスが、本来、平日毎日走るべきものが、何曜日かは走りませんというところが県内でもでてくるかもしれません。それは本来あってはならないことだと思います。特別支援学校ほど、平日の小学部、中学部は必ず行きも帰りも通学バスは走っていただきたい。できれば高等部もなのですが。特に帰りは、仕事をしていない母たちにとっては迎えに行くのは楽でしょうという考え方ではなく、その時間は母たちが拘束されるという考え方で。放課後等デイサービスが、勉強に特化したものだったり、集団の中でのコミュニケーションを学ぶものであったり、または知的のない子にとっては何かを学ぶ場所であったりという、本来の目的から離れたところが大変多くなっています。その実態を精査していただき、その事業所が発達障がいの子も含め、障がいのある子どもたちにとって有効な、優良な使われ方をしているかを調査していただき、もし該当しないようであれば御指導等いただければと思っております。福祉の方々と教育の方々に、通学バスへの影響という事も考えて早急に御検討いただければと思っております。

### 【事務局】

放課後等デイサービスを多くの保護者の方が利用されていることは、伝え聞いておりますが、放課後に通学バスが走らなくなった学校ということは、把握しておりません。通学バスに対する保護者の方々の思いというのは、要望として常々出されております。100%そのまま添うというのはなかなか難しいですけれども、可能な限りのところでの検討はいたしております。今の御意見も含め、今後とも考えていきたいと思っております。

### 【事務局】

放課後等デイサービスの質の向上につきましてですが、先程、藤倉委員からお話がありましたように、数が増えているというのはその通りでございまして、県内でもここ1年

間で10箇所位の事業所が増えていて、休止中のところも何箇所かありますが、現在だいたい100箇所位の事業所があります。様々な時間の中でデイサービスを提供しておりまして、いろいろな特色を出してサービスを行っています。そういった中で、適切に本来の目的の通りにデイサービスを行っているかどうかということにつきまして、まず国のほうでガイドラインが出されてありまして、この中で、事業者は自己評価をしてきちんと情報公開するよう義務付けられております。また、県のほうでも振興局による実地指導がありまして、そこは毎年入れるというものではありませんが、3年に1回、指導に入ることになっておりまして、最低基準を守っているかということを含め検査をして、ひどいようなところには指導を行うということで取り組んでおります。

### **(3) その他**

**【東会長】**

(3)その他ですが、事務局から何かありますか？

**【事務局】**

先程、私共の岩手県障がい者プランの説明の中で、現在パブリックコメントを実施しているということをお話させていただきました。1月22日～2月21日までおこなっておりますので、本日御説明いたしました、発達障がいの部分に限らず御覧いただきまして、御意見があればパブリックコメントの中で、あるいは直接、私共のほうに御意見をいただいてもかまいませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

**【東会長】**

それでは委員の皆様から何かございますか？

**【成田委員】**

私共の運営している法人のほうで、3月7日に受診サポート手帳を作ろうというワークショップを開催することにいたしました。かかりつけの病院等に伺う際に、感覚過敏についてなどお知らせしたいことを記載して、簡単に提出できるものをと考えております。こちらにチラシや原案のたたき台となる原案がありますので、御興味のある方は御協力をお願いいたします。

**【東会長】**

他にはよろしいでしょうか？

以上を持ちまして協議の一切を終わります。進行につきまして御協力をありがとうございました。